

「法学系」教育評価報告書

(平成13年度着手 分野別教育評価)

新潟大学法学部

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価(教養教育(平成 12 年度着手継続分)、研究活動面における社会との連携及び協力)

分野別教育評価(法学系,教育学系,工学系)

分野別研究評価(法学系,教育学系,工学系)

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別教育評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった 6 大学の学部、研究科（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の教育活動等の状況について、原則として過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 6 項目の項目別評価により実施した。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己

評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及び対象組織への訪問調査を実施した。

なお、評価チームは、各対象組織により、教育目的及び目標に沿って評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき分析を行い、その分析結果を踏まえ、要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献（達成又は機能）の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で評価項目全体の水準を導き出した。

機構は、これらの調査結果を踏まえ、その結果を専門委員会で取りまとめた上、大学評価委員会で評価結果を決定した。

機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった対象組織について、大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「教育目的及び目標」及び「特記事項についての所見」の「対象組織の記述」欄は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は評価項目ごとに、貢献（達成及び機能）の状況を要素ごとに記述している。

また、当該評価項目の水準を、これらの状況から総合的に判断し、以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

なお、これらの水準は、対象組織の設定した教育目的及び目標に対するものであり、相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容を転載するとともに、それへの機構の対応を示している。

「特記事項についての所見」の「機構の所見」欄は、全ての対象組織について、所見の記述を差し控える旨の統一的な文章を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 現況

- (1) 機関名
新潟大学
- (2) 学部名
法学部
- (3) 所在地
新潟県新潟市五十嵐2の町 8050 番地
- (4) 学科構成
法学科
社会形成論講座，市民社会法講座
現代社会法講座
法政コミュニケーション学科
政策科学講座，論証文化論講座
- (5) 学生数及び教員数（平成 14 年 5 月 1 日現在）
学生数

	1年	2年	3年	4年	合計
法学科					
昼間コース	152	154	159	190	655
夜間主コース	12	14	14	11	51
法政コミュニケーション学科					
昼間コース	120	111	128	148	507
夜間主コース	12	11	12	13	48
計	296	290	313	362	1,261

	入学定員	3年次編入	収容定員
法学科			
昼間コース	135	5	565
夜間主コース	10		40
法政コミュニケーション学科			
昼間コース	100	5	425
夜間主コース	10		40
計	255	10	1,070

教員数

	教授	助教授	講師	助手	合計
法学科	19	10		2	31
法政コミュニケーション学科	14	8	1	3	26
計	33	18	1	5	57

2. 特徴

本学部は、法文学部の分離改組によって、昭和 55 年 4 月に法学科を母体として創設された。その後、急速に進展している国際化・情報化社会への変化とニーズに対応して、平成 6 年に法政コミュニケーション学科を新設し、法学科と法政コミュニケーション学科の 2 学科体制となっている。各学科は、昼間コースと夜間主コースに分かれている。

本学部の第一の特徴は、法学科と法政コミュニケーション学科とを設けていることである。法学科は、法廷をモデルとした法規による「フォーマル」な紛争処理・合意形成に関する知識・技術・能力を研究・開発し、これらの知識等を具えた人材を養成することを目的とし、一方、法政コミュニケーション学科は、従来の法学部教育・研究では見過ごされてきた、あるいは二次的なものとされてきた「インフォーマル」な紛争解決方法や、政策分析・立案に関する知識・技術・能力を研究・開発し、これらの知識等を具えた人材を養成することを目的としている。後者は、日本で初めて設置された学科である。

第二の特徴は、国際化する社会の変化に対応して、世界各国の著名大学（中国・北京大学、連合王国・ブリストル大学、ドイツ・ミュンスター大学他）との学术交流・学生交流を積極的に進めていることである。とりわけ教育面では、サマースクールと留学に加えて、外国人専任教員が外国語で直接専門基礎教育を行っており、これを 1 つの教育パッケージとして、外国語で議論・交渉する能力を養っていることである。

第三の特徴は、法学が実学であることを踏まえ、実務や実社会と連携して研究・教育を進めていることである。とりわけ、教育の場をキャンパス内に限定せず、教育成果が実際に応用される職場等の現場で教育活動を行うインターンシップ等の教育実践に積極的に取り組んでいることである。

第四の特徴は、社会の多様なニーズに対応し、一般学生のほか、国内外に広く門戸を開放し、社会人や留学生など経歴・進路の異なる、多様な学生を受け入れていることである。

教育目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 教育目的

新潟大学法学部は、法文学部の分離改組によって、昭和55年4月に法学科を母体として創設された。

創設にあたり、従来の法学教育が実用学としての課題を果たしていないことから、多様化する社会的ニーズに柔軟に対応できる人材、いいかえるならば、社会の要路において、重要問題を迅速に発掘し、これに対して適切に政策立案能力を有する人材を養成することを教育目的とし、そうした人材を養成できる人的・物的施設を具え、教育カリキュラムを編成することを目指してきた。

現在、本学部は、創設時の教育目的を踏まえ、新潟大学の理念・目的に基づき、かつ、その後の社会的変化に対応して、次のように教育目的を設定している。

(1) 多様化する社会の諸問題に対する強い関心と正義感・衡平感を持ち、国際化、情報化、地域化（地方分権に伴う地方の主体的意思決定機会の増大）、法化（自由と公正を核とする法秩序が国民の日常生活に機能している状態）に積極的に対応する意欲を持った、多様な学生を国内外から受け入れる。

(2) 教育効果をあげるに適した多様な方法を用いて、法学・政治学の専門基礎教育を実施するとともに、国際化、情報化、地域化、法化に対応した教育を行う。特に、外国語で議論・交渉する能力を養うためネイティブが直接専門基礎教育を担当する「**ネイティブ主義**」教育を充実、発展させるほか、教育の場をキャンパス内に限定せず、大学を地域社会に出し、教育成果が実際に応用される職場等の現場で教育活動を行う「**現場主義**」教育を進める。

(3) 法学部の教育理念・目標に基づき、「広い視野をもって自由で公正な社会の実現に寄与することができ、しかも『連帯する精神』を基調とし、『社会的正義の実現』を可能とするコミュニケーション能力を有する『責任感を持った』自律した個人」であり、かつ、国際化、情報化、地域化そして法化する社会で活躍できる人材を養成する。

法学科では主として、リーガル・マインド（法学的な考え方）とともにリーガル・リテラシー（法を理解し、活用する能力）を身につけ、法化社会から生じる国内的・国際的諸問題に対応できる人材を養成する。

法政コミュニケーション学科では主として、問題発見、課題処理、政策評価において総合能力をもって社会の国際化、情報化、地域化に対応できる人材を養成する。

2. 教育目標

(1) 国際化、情報化、地域化、そして法化する社会で活躍する適性と潜在的能力を持った多様な学生を広く受け入れるため、多様な入試制度を実施する。また、アドミッション・ポリシーを広く公開する。

(2) 転換・導入教育（高校教育から大学教育へ入るための転換教育と、専門教育に接続するための導入教育）、教養教育、法学・政治学の専門基礎教育から成る教育カリキュラムを編成する。

自由選択制を実施して学生の自主性を尊重する一方、学生が自らの進路に合った教育を受けられるように、学部における転換・導入教育、教養教育、専門基礎教育、大学院における専門教育の連続性・一貫性を踏まえて、複数の体系的なカリキュラムを用意し、綿密な履修指導を行う。特に、国際化、情報化、地域化、法化に適応したカリキュラムを提供する。

1) 国際化への対応では、国際社会で相手方の母国語で交渉できることを目標とする。法学・政治学履修のための外国語・外国文化教育を強化し、**ネイティブ**による専門科目の授業を整備、充実するほか、留学生の交換及び単位の相互認定を行う。

2) 情報化への対応では、情報処理の諸ツールを使いこなす技能とともに、情報化にともなって新たに生起する法的・政治的な諸問題を発見し処理する能力を涵養する。

3) 地域化への対応では、これまでも地域社会に多くの人材を供給してきた歴史と、地方自治の改革が進むことによって地域の主体性が求められている現状を踏まえ、地域社会の問題を発見し解決し評価できる能力を涵養する。また、地域と連携しながら、インターンシップなど地域社会に出ていく「**現場主義**」教育を行う一方、一般市民に対する生涯教育を「出前」講義で実施する。

4) 法化社会への対応では、一定の法的素養をもったジェネラリストを養成するため、従来の公法・私法・基礎法という枠組みにとらわれずに教育カリキュラムを編成し、多様な学生のニーズに応じ、様々な教育方法を活用する。

(3) 上述のカリキュラムのうち、法学科では法化を重視し、法政コミュニケーション学科では国際化、情報化並びに地域化を重視して、学生の自主的な学習を支援し、所期の目的を達成できる環境を整備する。

評価項目ごとの評価結果

1. 教育の実施体制

この項目では、対象組織における「教育の実施体制」について、「教育実施組織の整備に関する取組状況」、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」及び「学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものとして示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

教育実施組織として、明確に性格づけられた（前掲「2 特徴」参照）、法学科と法政コミュニケーション学科（以下、法コミ学科）で編成されている点は、教育目的及び目標の実現のための体制整備の面から評価できる。特に法コミ学科の設置は特色あるものであるが、法律科目のみの科目選択もでき、学科の特色を生かしきれない学生もおり、学科の性格を分かりやすく知らせる努力が期待される。

教育課程を編成・改善するための組織として、学務委員会及び将来構想委員会があり、前者でカリキュラムの点検や複数年度の授業時間割の編成を、後者で授業計画の検討を行っており、必要な組織体制は整備され、機能している。

また、関連性の強い科目を担当する教員によるFD（ファカルティ・ディベロップメント）チームが作られ、関連科目間の授業内容の調整をする体制が整備されていることは評価できるが、授業内容・方法の改善、向上を図る等の活動は一部チームにとどまっており、今後の活性化が期待される。

教員の構成においては、外国人教員が多数配置され、国際化に対応する教育（ネイティブ主義教育）態勢が整っていることは、優れた点である。また、実務家経験者を積極的に採用していること、及び、教員のジェンダーバランスに配慮がなされていることは、評価できる。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学内（学生、教員）への周知については、ホームページへの掲載により行われており、学生には入学時に電子メールアドレスが配付され、端末機、学内ネットワークの使用が可能となっており、ホームページにアクセスするための配慮も十分になされている。

また、学外者への公表については、ホームページ、入学説明会、法学部説明会など多様な方法により実施されており、評価できる。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

学生受入方針は、学務委員会と学部（研究科）の入学試験の責任者である入試総括により策定され（教授会で決定）、これに基づき、「一般選抜」「推薦入試」「社会人特別選抜」「外国人留学生特別選抜」「帰国子女特別選抜」「中国引揚者等子女特別選抜」の極めて多様な入試が実施されており、所定の教育目的及び目標を十分反映させたものとなっている。

また、その学外への周知・公表は、法学部案内パンフレット及びホームページへの掲載、法学部説明会など多様な機会になされている。このなかで、入学試験問題の採点基準、評価基準及び合否判定基準を文章化し、整備・公表していることは、評価できる。

一般選抜入学試験において、法学科と法コミ学科とで科目ごとの配点や小論文のテーマを変えるなど、学科の教育理念を反映する選抜ができるように工夫がなされており、入学者選抜方法に学生受入方針が反映されていることは、高く評価できる。

さらに、国際化への対応という観点からは、帰国子女のための秋季入試（10月入学）や留学生のための英語版及び中国語版の学部案内を発行していることは、特筆に値する。また、夜間主コースを開設し、選抜方法にも配慮しつつ（社会人資格を要求）、就業しながら学びたいという生涯学習に対する社会人の要望に応え、かつ地域社会の要求にも応えていることは、高く評価できる。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

学科編成の面で、法コミ学科の設置は特色のある取組である。ただ、同学科の特色を生かしきれない学生もおり、法コミ学科の性格を分かりやすく知らせる努力が期待される。

FDチームにより関連科目間の授業内容を調整する体制が整備されていることは、評価できる。なお、教授方法の改善を図る活動等、今後の活性化が期待される。

教員の構成においては、外国人教員が多数配置され、ネイティブ主義教育態勢が整っていることは、優れた点である。

入学試験で、法学科と法コミ学科各々の教育理念を反映する選抜ができるよう工夫され、入学者選抜方法に学生受入方針が反映されていることは、高く評価できる。

国際化への対応の面で、帰国子女のため秋季入試を実施し、10月入学を可能としている点や留学生受入のため、学部案内パンフレットを英語版だけでなく中国語版でも刊行している点は、優れたものである。

夜間主コースを開設し、就業しながら学びたいという生涯学習に対する社会人の要望に応え、かつ地域社会の要求にも応えていることは、高く評価できる。

2. 教育内容面での取組

この項目では、対象組織における「教育内容面での取組」について、「教育課程の編成に関する取組状況」、「授業の内容に関する取組状況」及び「施設・設備の整備に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

体系的な教育課程編成との関連で、高校教育から大学教育に入るための転換教育として「リーガル・スタディ」という講義科目を置き、大学での法学政治学分野での学習法を教えていること、教養科目と専門科目との関連からは、学外各界の第一線の実務者の話を聞く「賢人会議」という科目を、2年生以上の学年で開講し、学生の職業への意識を効果的に高めていることなど、教育内容につき特色ある取組がなされている。他方、専門科目での標準履修モデルとしてコアカリキュラムが設けられているが、教育目的及び目標に沿った体系的な学習のためのものとして十分に機能しているかについては、やや問題がある。

授業科目や授業内容において、まず、国際化への対応として、外国人教員による開講科目が多いことは大きな特色であり、また正規科目としてサマースクールを行い、毎年数十名の学生を、連合王国、ドイツ、中国、カナダに送り出し、十分な準備、充実したプログラムにより、大きな成果を上げていることは、優れた点である。次に、地域での現場主義教育の一環として、早くからインターンシップ（学生が在学中に企業等において、自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと）を正規科目として行い、地元を中心に多数の事業体と提携し、多くの学生が将来のキャリアに関連した就業体験を行うなど大きな成果を上げていることも、優れた点である。また、情報化への対応としては、1年次の転換教育により、e-mail、インターネット、統計処理などに関するソフトを習得させ、プレゼンテーション技能を向上させることや法情報学、知的財産法などの科目開講が行われており、教育目的である国際化、地域化、情報化に対応する編成上の配慮が十分になされている。

経済学部等の開講科目の履修や外国の交流提携校での単位互換がなされている点や語学検定の単位認定がなされていることは、評価できる。

授業時間外の学習時間を保証するため、CAP制（履修科目登録単位上限制度）が採用され、アドバイザー教員の指導（アドバイザー制度）とともに運用されており、

本格実施としては平成14年度からであるが、教育課程の構成上の配慮がなされている。

夜間主コースの科目編成は、法律科目の開講が限られており、夜間学生の履修については、一層の配慮が望ましい。

【要素2】授業の内容に関する取組状況

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容を実施するため、授業科目を学務委員会で策定・点検し、将来構想委員会で計画を立て、各FDチームで関連科目間の内容調整を行い、また複数年度での授業計画が立てられるなど、学部全体での取組がなされている。

学生による授業評価アンケートを行い、これを『学生による授業評価アンケート結果報告書』として全面的に公開している点は、授業内容の改善のための有効な取組として高く評価できる。

なお、シラバス（各授業科目の詳細な授業計画）はよく整備されているが、その記載内容には、科目ごとにややバラツキが見られ、なお改善の余地がある。

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況

施設の狭隘という制約下で、資料室を充実する取組は評価でき、講義・演習等に必要施設・設備（機器）等はおおむね整備されている。

情報ネットワークや情報サービス機器（ソフトウェア、教材等）は、おおむね整備されている。ただ、成績確認や履修科目登録など教務事務面でのパソコン使用需要も含めると、教育端末室のパソコン台数は、学生数に比べてやや不足し、当面、なお配慮されることが期待される。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

「リーガル・スタディ」などの転換教育、及び、履修時期を考慮した「賢人会議」は、教育課程編成の体系的に関連した、教育内容面での特色ある取組である。

授業内容の国際化への対応の点で、外国人教員による開講科目が多いことは特色ある取組である。また、複数の国へのサマースクールが充実したプログラムで実施され、大きな成果を上げていることは、優れた点である。

地域での現場主義教育の一環として、早くからインターンシップを正規科目として行い、地元を中心に多数の事業体と提携し、多くの学生がこれを受講するなど大きな成果を上げていることは、優れた点である。

夜間主コースの科目編成は、法律科目の開講が限られており、夜間学生の履修については、一層の配慮が望ましい。

学生による授業評価アンケートを実施し、報告書を作成し、公表している点は、授業内容の改善のための有効な取組として高く評価できる。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

この項目では、対象組織における「教育方法及び成績評価面での取組」について、「授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況」、「成績評価法に関する取組状況」及び「施設・設備の活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況

授業形態として、学部共通科目や学科共通科目、コア指標科目などの基本科目では講義形式が用いられ、課題発見・探求・解決能力や表現能力を涵養する科目（「法政演習」）では演習形式が用いられている。前者では講義の人数の規模に配慮がなされ、後者では基本的には少人数の教育がなされており、授業に応じた適切な教育方法が展開されている。また、少人数教育については、高校教育から大学教育への転換教育科目である「リーガル・スタディ」においても、大教室の講義と少人数によるクラスでの講義・演習を組み合わせ、効果を上げている。

学習指導法として、学生の理解度を高めるために多様な教育方法がとられていること、例えば、「賢人会議」などのオムニバス形式の授業、外国人教員による外国語での専門科目の授業や日本人教員による英語授業、サマースクールなどのネイティブ主義教育、及び現場主義教育としてのインターンシップ等は、特色ある取組であり、高く評価できる。このうち、外国人教員による授業は多数展開されており、受講生も多く、成果を上げており優れた点である。

教室外での学生への自主学習については、シラバスで講義内容や使用テキストを記載し準備学習・復習を促し、また「面談時間」の制度を設け広く学生からの質問を受ける態勢をとっているなど、十分な配慮がなされていると評価できる。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

成績評価の基準については、組織としては設定されておらず、シラバスに成績評価の方法、基準が個々の教員単位で明示されている。

成績を0～4の5段階で評価し、その平均点によって各学生の総合的な成績評価を行うGPA制（グレード・ポイント・アベレージ制）を導入し、各科目の目安としての平均値を1.5から2.5に設定して、成績評価の一貫性、厳格性の実現を特色ある方法により達成しようとしていることは、高く評価できる。

学生の育成された資質・能力の判断が、少人数教育の場で、あるいはスピーチ・コンテストなどを通してなされている点は評価できる。

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況

教育・研究に必要な施設設備の活用に関し、同一校舎を使用する他部局との協議がなされ、また、法学部管理の既存施設の利用については点検・調査がなされ、情報処理教育施設、視聴覚教材を使用する施設の不足などの問題点を取り上げた上、一定の措置が講じられるなど、活用のための工夫がなされていることは評価できる。

講義・演習に必要な図書の活用に供するため、教員別に配架された教科書・参考書コーナーを設けていることは有用なアイデアであり、高く評価できる。

視聴覚教材や情報サービス機器の活用に取り組んできているが、授業時間外での活用に重点が置かれており、講義・演習等で直接利用されている例が少数であるので、活用につきなお一層の努力が期待される。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

授業形態として、少人数教育（「法政演習」、「リーガル・スタディ」等）が充実していることは、優れた点である。

学習指導法として、学生の理解度を高めるため、オムニバス形式の授業や現場主義教育としてのインターンシップ授業、ネイティブ主義教育としてサマースクール等が豊富に展開されていることは、特色ある取組であり、高く評価できる。外国人教員による専門科目の授業が多数展開され、受講生も多く成果を上げていることは、優れた点である。

GPA制を導入し、成績評価の一貫性、厳格性の実現を特色ある方法により達成しようとしていることは、高く評価できる。

教員別に配架された教科書・参考書コーナーを設けているのは、学生の図書の活用の面で有用なアイデアであり、高く評価できる。

4. 教育の達成状況

この項目では、対象組織における「教育の達成状況」について、「学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況」及び「進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況」の要素ごとに教育目的及び目標に照らした達成の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の達成の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

単位修得の状況からみた達成度について、平成9年度入学者を対象とした追跡調査から、講義科目における学生の単位修得率（合格者／履修登録者）は平均56.5%であり、学生が身に付けた学力等に対する厳正な判定がなされている一方、学生は平均して4年間の卒業時まで127単位（卒業要件124単位）を修得し、成績も3分の1を上回る科目において「優」を修得し、全体でも平均して「良」をわずかに下回る程度である。このことから、全体としてみれば、学生の単位修得に関しては、教育の成果がほぼ達成されていると評価できる。

卒業の状況からみた達成度について、4年間で卒業する学生は、80%台にとどまっており、なお一層の改善努力が必要な面も残ってはいるが、教育目的及び目標において意図する教育の成果は、おおむね達成されていると評価できる。

なお、これに関連して、4年間での円滑な卒業を促すため、単位修得不良者に対し、成績表を保護者等に送付するに際し（保護者宛に成績表を送付することについては、自己情報の管理の観点から、学生に事前に周知し異議申し立ての機会を設けている）、警告文を添付し、保護者等から個別に相談の要請があった場合は（平成13年度で6件）学生を交えて対応策を協議し改善を図っていることは、教育の成果の達成度を向上させる特色ある取組である。

学生の授業評価アンケート調査の結果から、講義や演習に対する学生の満足度が概して高く、また、授業がそれぞれ自分の学力や能力の向上におおむね結びついたと受け止めていることが分かり、この点は評価できる。

【要素2】進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況

進学、就職など卒業後の進路の状況からみた達成度について、まず、大学院進学者は平成9年度では9名であったが、次第に増加し、平成13年度において17名となっている。次に、就職の状況も、厳しい社会経済状況下で、調査統計上、未就職者が一定割合存在するものの、相当数が就職内定しており（卒業時の求職者のうち、平成9年度から13年度まで順に92.6%、86.5%、78.0%、78.0%、72.5%である）、数的状況からは教育の成果がおおむね達成されていると評価できる。

平成13年11月に行った卒業生の就職先である雇用主に対するアンケート調査からみた達成度について、卒業生の資質・能力に関する評価結果がやや厳しい部分も見られるが、全ての項目でプラスの評価を得ており、おおむね達成されていると評価できる。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

特になし。

5. 学習に対する支援

この項目では、対象組織における「学習に対する支援」について、「学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況」及び「学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

授業科目の紹介については詳細な授業計画を記載したいわゆるシラバスが、ガイダンスについては各種のものが準備され実施されている。まず、シラバスについては平成14年度よりweb上での閲覧もできるよう工夫がなされ、またガイダンスについては、新入生に対するものだけでなく、毎年度初頭に全学年に対して各学年別に行うものや、宿泊を伴うもの、また、3年次編入・転部生、留学生、社会人など多様な学生に応じて行うものなどきめ細かな実施がなされており、評価できる。

学習を進める上での相談・助言体制については、演習教員によるものの他、平成14年度からは、入学時に分けられる小クラスの担当教員、2年次の担任教員などによるアドバイザー教員制度が設けられており、学生はいずれかの教員のアドバイスを受けることができる体制がとられており、また、学生が各教員に特定の時間に面談できることを確実にするものとして、「面談時間」制度の導入などその充実が図られている。特に、学務委員会室を設け、そこに学務委員長が常駐し、随時履修上の相談を受け付けていることは特色ある取組であり、各種相談・助言体制の充実が優れている。

情報関係学習の支援のため、第三資料室に複数のパソコンを設置し、希望する学生に補習教育やアドバイスを与えるよう人員を配していることは、評価できる。

多様な学生に応じた支援については、夜間主コース学

生のため資料室の開室時間を10時まで延長するなどの整備がなされている。

インターンシップに対する支援については、平成9年度に国立大学法学部で初めてインターンシップ・プログラムを実施して以来、年々派遣先を開拓し、平成13年度において、行政関係、福祉関係、法律事務所、マスコミ関係、その他民間企業59組織（個人開拓5組織を含む）に、77名という多数の学生を派遣し、学生が在学中に将来のキャリアに関連した就業体験を行う機会をもたせている。また、短期留学推進制度の外国人留学生に対するインターンシップも行われており、インターンシップに対する支援はきわめて充実し、優れたものといえる。

【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

学生が自主的に学習できる環境については、資料室に併設された閲覧室や各種資格試験問題集を配架した学習支援室の設置など校舎施設面の制約がある中での整備・活用への努力は認められるが、自習スペースが不足すること、及び施設がスペース的にやや分散しているように見受けられ、学生にとってさらに利用しやすい環境を創出する等の方策を採ることが期待される。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

アドバイザー教員制度、面談時間制度の導入、学務委員会室の設置など各種相談・助言制度の充実が、優れている。

インターンシップに対する支援が極めて充実している点は、優れている。

6 .教育の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、「組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制」及び「評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況」の要素ごとに改善システムの機能の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の機能の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素 1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

組織としての教育活動を評価する体制について、内部では、学部評価委員会が自己点検・自己評価機関として常設され、平成 4 年度以降、平成 6 年度、平成 9 年度、平成 13 年度と継続的に自己点検・自己評価を行い、これを報告書『教育・研究の現状と課題』として 4 号にわたり刊行している点は、優れている。

また、外部から教育活動を評価・検証する体制に関しては、平成 11 年度に当該分野の専門家による評価であるピアレビューを実施し(グレード評価をしている)、その結果を報告書『外部評価実施報告書 - 教育・研究の現状と課題 - 1999 年 3 月』として公表し、また、平成 13 年度には、教育活動の成果を客観的に評価する一方策として、法学部を卒業し社会に出た卒業者が社会からの期待に応えているかどうかを検証する目的で、就職先機関を対象としたアンケートを実施し、『自己評価報告書第 4 号』中でその結果を公表するなど、その体制が十分に整備され、高く評価できる。

個々の教員の教育活動を評価する体制として、平成 13 年度から、個別授業の絶対評価、及び他の授業との相対評価を盛り込んだ、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を、教員の実名入りで『学生による授業評価アンケート結果報告書 - 平成 13 年度 - 』として公表していることは、特色ある取組である。

【要素 2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価の結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムとしては、評価結果に基づき将来構想委員会が基本計画を策定し、学務委員会及び F D チームが関わり改善を図っている。

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付ける方策としては、個々の教員については、授業評価アンケートの公表等により、自己の授業に対する評価の相対的位置を知らせ、その自覚的な取組を促すという方策が採られているが、組織的に教育の質の向上及び改善に結び付けるアクション・プログラムについては、検討の余地がある。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

継続的に自己点検・自己評価を行い、公表していることは、優れた点である。

外部から教育活動を評価・検証する体制に関しては、平成 11 年度に当該分野の専門家によるピアレビューを実施し、また、平成 13 年度には、卒業者の就職先機関を対象としたアンケートを実施するなど、その体制が十分に整備されており、高く評価できる。

学生による授業評価アンケートを実施し、結果を教員の実名入りで公表していることは、先駆的で特色ある取組である。

評価結果を組織的に教育の質の向上及び改善に結び付けるアクション・プログラムについては、検討の余地がある。

評価結果の概要

1. 教育の実施体制

学科編成の面で、法コミ学科の設置は特色のある取組である。ただ、同学科の特色を生かしかねない学生もあり、法コミ学科の性格を分かりやすく知らせる努力が期待される。

F Dチームにより関連科目間の授業内容を調整する体制が整備されていることは、評価できる。なお、教授方法の改善を図る活動等、今後の活性化が期待される。

教員の構成においては、外国人教員が多数配置され、ネイティブ主義教育態勢が整っていることは、優れた点である。

入学試験で、法学科と法コミ学科各々の教育理念を反映する選抜ができるよう工夫され、入学者選抜方法に学生受入方針が反映されていることは、高く評価できる。

国際化への対応の面で、帰国子女のため秋季入試を実施し、10月入学を可能としている点や留学生受入のため、学部案内パンフレットを英語版だけでなく中国語版でも刊行している点は、優れたものである。

夜間主コースを開設し、就業しながら学びたいという生涯学習に対する社会人の要望に応え、かつ地域社会の要求にも応えていることは、高く評価できる。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

2. 教育内容面での取組

「リーガル・スタディ」などの転換教育、及び、履修時期を考慮した「賢人会議」は、教育課程編成の体系的に関連した、教育内容面での特色ある取組である。

授業内容の国際化への対応の点で、外国人教員による開講科目が多いことは特色ある取組である。また、複数の国へのサマースクールが充実したプログラムで実施され、大きな成果を上げていることは、優れた点である。

地域での現場主義教育の一環として、早くからインターンシップを正規科目として行い、地元を中心に多数の事業者と提携し、多くの学生がこれを受講するなど大きな成果を上げていることは、優れた点である。

夜間主コースの科目編成は、法律科目の開講が限られており、夜間学生の履修については、一層の配慮が望ましい。

学生による授業評価アンケートを実施し、報告書を作成し、公表している点は、授業内容の改善のための有効な取組として、高く評価できる。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

授業形態として、少人数教育(「法政演習」「リーガル・スタディ」等)が充実していることは、優れた点である。

学習指導法として、学生の理解度を高めるため、オムニバス形式の授業や現場主義教育としてのインターンシップ授業、ネイティブ主義教育としてサマースクール等が豊富に展開されていることは、特色ある取組であり、

高く評価できる。外国人教員による専門科目の授業が多数展開され、受講生も多く成果を上げていることは、優れた点である。

G P A制を導入し、成績評価の一貫性、厳格性の実現を特色ある方法により達成しようとしていることは、高く評価できる。

教員別に配架された教科書・参考書コーナーを設けているのは学生の図書の活用の面で有用なアイデアであり、高く評価できる。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

4. 教育の達成状況

把握されている単位修得の状況からみた場合、教育の成果はほぼ達成されている。卒業の状況からみた場合、なお、一層の改善努力が必要な面も残ってはいるが、教育目的及び目標において意図する教育の成果はおおむね達成されていると評価できる。

就職希望者の就職内定率などの数的状況からも教育の成果がおおむね達成されていると評価できる。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

5. 学習に対する支援

アドバイザー教員制度、面談時間制度の導入、学務委員会会室の設置など各種相談・助言制度の充実は、優れている。

インターンシップに対する支援が極めて充実している点は、優れている。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

継続的に自己点検・自己評価を行い、公表していることは、優れた点である。

外部から教育活動を評価・検証する体制に関しては、平成 11 年度に当該分野の専門家によるピアレビューを実施し、また、平成 13 年度には、卒業者の就職先機関を対象としたアンケートを実施するなど、その体制が十分に整備されており、高く評価できる。

学生による授業評価アンケートを実施し、結果を教員の実名入りで公表していることは先駆的で、特色ある取組である。

評価結果を組織的に教育の質の向上及び改善に結び付けるアクション・プログラムについては、検討の余地がある。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

対象組織の記述

法学部は、歴史・文化・価値観の違いを理解しつつ、人権尊重の理念に基づいた国際社会に共通するルールを作り出すことが重要であると考え。広い視野をもって自由で公正な社会の実現に寄与することができ、しかも「連帯する精神」を基調とし「社会的正義の実現」を可能とするコミュニケーション能力を有する、「責任感を持った」自律した個人であり、かつ、国際化、情報化、地域化そして法化する社会で活躍できる人材を養成することを教育理念・目的とする。

この教育理念・目的を踏まえ、(1) 国際社会で主要な言語である英語や中国語等で交渉ができる能力を身につけること、(2) 情報処理の諸ツールを使いこなす技能とともに、情報化にともなって新たに生起する法的・政治的な諸問題を発見し処理できる能力を身につけること、(3) 地域社会の問題を発見、解決し政策評価できる能力を身につけること、(4) 法律知識を必要とする様々な職種に就職を希望する学生の多様なニーズに応じることを教育目標とする。

特に、法学科では、リーガル・マインド（法学的な考え方）とともにリーガル・リテラシー（法の仕組みや考え方を理解し、それを活用する力）を身に付け、法化社会から生じる国内・国際的諸問題に対応できる人材を養成し、法コミ学科では、問題発見、課題処理、政策評価において総合能力を持って社会の国際化、情報化地域化に対応できる人材を養成する。

そのため、従来の「現場主義」「ネイティブ主義」「地域主義」を維持しつつ、平成16年度の法科大学院の設置と現行の法学研究科の改組に伴い、法学部の改組を行う。改組においては、学部専門基礎教育のカリキュラムを以下の各学年教育方針に基づいて編成する。

(1) 1年次生教育では「教養教育」を重視するとともに徹底した転換・導入教育を行う。

(2) 2年次生教育では主として法制度の原理的・体系的な理解、論理的思考能力、法令・判例等の調査技能を身につけ、分析能力、柔軟な思考力、バランス感覚や決断力の涵養に努める。

(3) 3年次教育ではコミュニケーション(交渉、折衝)能力や企画・立案能力の涵養に努める。

(4) 4年次教育では3年間の学習成果の総括となる教育及び社会人準備教育を行う。

機構の所見

記述された特記事項は、自己評価の結果を踏まえたものというより、それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており、そうした将来構想に関して機構として所見を述べることは適当でないと判断した。したがって、所見の記述は、今回、差し控えることとする。